

岐阜県公報

第二千五百九号

平成二十五年十二月二十七日

(金曜日)

目次

公安委員会規則

岐阜県留置施設視察委員会の運営等に関する規則の一部を改正する規則

(留置管理課) 八三六^{ページ}

企業管理規程

岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

(水道企業課) 八三六

告示

有害興行の指定

総合特別区域法に基づく指定法人の指定

(男女参画青少年課) 八三七
(産業技術課) 八三八

揖斐川地域森林計画の樹立

(林政課) 八三八

木曾川地域森林計画の変更

(同) 八三八

宮・庄川地域森林計画の変更

(同) 八三九

長良川地域森林計画の変更

(同) 八三九

飛騨川地域森林計画の変更

(同) 八三九

道路の区域変更

(道路維持課) 八三九

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課) 八三九

急傾斜地崩壊危険区域の廃止

(同) 八四〇

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

(同) 八四〇

保安林の指定

(郡上農林事務所) 八四〇

公示

県営土地改良事業の換地計画の決定

(農地整備課) 八四一

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
土地改良区役員の退任

(建設政策課) 八四一
(西濃農林事務所) 八四一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十五年十二月二十七日

公安委員会規則

岐阜県留置施設視察委員会の運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県留置施設視察委員会の運営等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県留置施設視察委員会の運営等に関する規則（平成十九年岐阜県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「及び」に改め、「第一条第一項及び」を削る。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

企業管理規程

岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第四号

岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業財務規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第六号）の一部を次のよ

うに改正する。

別記第十八号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

延滞金計算方法
 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納入金額(その全額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)に年14.6%の割合(平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。)が年7.3%の割合を満たさない場合は、当該特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算し、その全額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合(これらの期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を満たさない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特別基準割合が年7.3%の割合を満たさない場合は、当該特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合)となります。

なお、法令又は条例に特別の定めがある場合は、その定めるところにより計算した金額によります。

この面を下にして、矢印方向に挿入方向を合わせてセットして下さい。


附 則
 この規程は、平成二十六年一月一日から施行する。

指 針

岐阜県告示第五百九十三号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規

定により次のものを有償興行として指定した。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 謙

1 指定興行

種 類	題 名	等	配給会社名等
映 画	非道徳白書	性欲に負けた義母	新日本映像

妻の誘惑 完全なる性感帯	新日本映画
露出願望 見られたい人妻	オーピー映画
覗く女 隣室のおえぎ	大蔵映画
天女の交わり ぬくもり昇天	オーピー映画
花鳥籠	「花鳥籠」製作委員会
いんらんな女神たち	オーピー映画
人妻喪服プレイ 夫に見られて	新東宝映画
女教師と教え子 罪名、婦女暴行なり	新日本映画
最強ゾンビ・ハンター (原題)ZOMBIE HUNTER	アットエントテインメント
アデル、ブルーは熱い色 (原題)La vie d'Ille' Adele chapitres 1 et 2	コムストック・ガルーナ
ダリオ・アルジェントのドラキュラ (原題)DARIO ARGENTO'S DRACULA	アンナラグド
17歳 (原題)YOUNG & BEAUTIFUL	キノフィルムズ

- 2 指定期月日
平成25年12月27日
- 3 指定理由
著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百九十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	主たる事業所の所在地	指定期月日	指定有効期限
株式会社光製作所	羽島郡笠松町中野二四八番地 の三	平成二五・一二・三	平成二六・一二・三
榎本ビーエー株式会社	各務原市蘇原興亜町五丁目一〇番地	同	同
株式会社加藤製作所	各務原市各務東町五丁目八二番地の二〇	同	同
今井航空機器工業株式会社	各務原市金属団地二二八番地	同	同
天龍エアロコンポ ーネット株式会社	各務原市蘇原興亜町一丁目一 番地	平成二五・一二・一〇	同
ナフテスコ株式会社	東京都千代田区平河町二丁目 七番九号	同	同
旭金属工業株式会 社	京都府京都市上京区下立売通 智恵光院西入下丸屋町五〇三 番地	同	同

岐阜県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----

県道	萩原線	下呂市萩原町尾崎字日向 サコ四二二六番七地先か ら	同 市 同 字 同 四二二六番一五地先 まで	後	前
				一四・一 五・五	二・二 三・三
				三七・〇	三七・〇

岐阜県告示第六百一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
上久呂瀬1	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 恵那市上矢作町下 字下久呂瀬 七三番一 一号 七六三番一 二号 七六一番一 三号 字上久呂瀬 六四三番一〇五 四号 六四三番一〇三 五号 字中久呂瀬 七〇〇番一 六号 七〇七番一 七号 字下久呂瀬 七二三番一 八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項

の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区	域
古城山	可児市兼山 字東山 一四〇〇番一 一号 字古城山 一四一八番一 二号、三号及び四号 字殿町 一〇二五番三 五号 一〇三一 番三 六号 一〇〇八番三 地先道路敷 七号	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百三三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、急傾斜地崩壊危険区域の指定に関す
る告示（昭和四十六年岐阜県告示第八十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

表渡合の項を削る。

岐阜県告示第六百四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十九年岐阜県告示第三百二十二号）
の一部を次のように改正する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木

事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

表番田の項を次のように改める。

渡合・番田	番田	番田
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次 結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を結んだ線に囲まれた土地の区 域（次の図に示すとおりとする。）	中津川市加子母字平垣戸 三三二八番一 三三〇七番一 三三〇四番一 三三三番一 三三一六番一 三三二二番一 三五五番八七 三四二番一 三四七番一 三四三番八 三四一三番五 三三九七番三 三五八番三 三三四番三 三四四番一	一号 二号及び 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号 十一号 十二号 十三号 十四号 十五号 十六号

岐阜県告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次
の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一
項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市八幡町洲河字島会道五五六の七

二 指定の目的
落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業瑞浪東部地区桜堂工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間
平成二十五年十二月二十七日から
平成二十六年二月三日まで

二 縦覧場所
瑞浪市役所

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十五年十月十五日	合同会社 山岸建設	代表社員 山岸清典	揖斐郡揖斐川町谷汲大洞五三一番地の二	般二十四三〇〇三〇三	建築、大工・とび・土工、タイル・れんが・ブロック及び内装仕上工事業
平成二十五年十月二十八日	有限会社 廣瀬工務店	取締役 廣瀬進一郎	岐阜市柳津町北塚一丁目二番地	特二十二九九七九	建築工事業
平成二十五年十月二十八日	株式会社 岩見鉄工	代表取締役 岩見良之	関市下有知五五八五 一	般二十一五三二〇	水道施設工事業
平成二十五年十月三十一日	株式会社 丸萬後藤興業	代表取締役 後藤教和	岐阜市志節町四丁目七三番地	特二十四一三三三三六	土木工事業
平成二十五年十一月十一日	株式会社 丸萬後藤興業	代表取締役 後藤教和	岐阜市志節町四丁目七三番地	特二十四一三三三三六	とび・土工工事業
平成二十五年十一月十四日	株式会社 woodnote	代表取締役 大島洋充	美濃加茂市田島町三丁目六番地一	般二十一五〇〇四三七	建築工事業
平成二十五年十一月十五日	兼松土建	兼松直司	美濃加茂市加茂川町三丁目	般二十四一六一五一	とび・土工工事業

日 月 二 十 一	株式会社	代表取締役	可児市緑ヶ丘	般二十一	ほ装工業
日 月 二 十 九	山和	役 山田	四丁目五四番	五〇〇五九	
	利康	地	三		

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

牧田川用 平成 理事 木村政明 養老郡養老町橋爪 一一三六番地一
良区 三水〇二九

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

養老町河 平成 理事 木村政明 養老郡養老町橋爪 一一三六番地一
北土地改 三水〇二九

平成二十五年十二月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社